

ID: 54

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町蓮のギャラリー等条例 第4条第1項		
例規番号	平成11年 条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び使用料の減免) 第四条 蓮のギャラリー等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日